

宮城県民会館・
宮城県民間非営利活動プラザ複合施設
管理運営計画(NPOプラザ)素案



令和〇年〇月

宮 城 県

目次

I. 基本コンセプト	1
管理運営の基本方針運営計画の展望	
II. 事業計画	2
1. 基本的な考え方	
2. 民間非営利活動促進事業	
3. 自主事業	
4. 開館準備事業	
5. 広報事業	
III. 組織計画	4
1. 基本的な考え方	
2. 組織体制	
3. 管理運営主体	
4. 利用者サービス	
IV. 施設利用計画	4
1. 基本的な考え方	
2. 利用規則の基本方針	
3. 利用料金の基本方針	
V. 収支計画	5
VI. 開館までのスケジュール	6

※管理運営方針を基に、素案を作成。網掛け部分は、管理運営方針からの更新箇所。

I. 基本コンセプト

管理運営の基本方針

多様な主体と世代を結び、地域づくりの新たな可能性を広げる交流と活力の創造

複雑化・多様化する地域課題やSDGsへの取組に対する関心が社会全体で高まっているなか、NPOが取り組む社会的・公益的な活動に対する期待とその果たす役割は大きくなり、企業や学生など様々な人たちのNPO活動への参加など、NPO活動の担い手が広がる可能性が高まってきています。

新みやぎNPOプラザでは、県内のNPO活動等の一層の促進のため、以下6項目を基本的な考えて方として取り組んでいきます。

宮城県
NPO
基本計画
を参考に
作成

1. 誰もが利用しやすい管理・運営(関心層の拡大)

新県民会館に訪れた人にも興味・関心を持ってもらえるようなNPO活動の広報や、施設を一体利用したイベントの開催等を検討していきます。また、利用者ニーズの把握に努めるほか、バリアフリーにも対応して、学生や社会人、子育て世代や高齢者など、誰もが日常的に利用しやすい管理運営を行います。

2. NPO活動の促進・NPOの自立支援の中核的機能

オンライン機能を効果的に活用し、県内の市町村やNPO支援施設とのネットワークの構築を推進するほか、NPOプラザの相談支援機能の強化、NPO団体等のニーズに応じた研修会の開催等により、NPO活動の促進を図っていきます。

3. NPO間の交流の促進

県内のNPO支援施設へのフォローアップを行うほか、オンライン機能を効果的に活用した、NPO団体等の交流を促進する仕組みづくりを進めていきます。

4. NPO情報の収集と発信

NPO団体や関係機関とのつながりを活かした情報収集・発信を行っていくとともに、みやぎNPO情報ネットやSNSを活用した広報に積極的に取り組んでいきます。

5. NPOと多様な主体と世代をつなぐ

ボランティアやプロボノとのマッチング機会の創出や交流イベントの開催等により、県内のNPO団体と企業、学校、地域コミュニティなどの多様な主体との協働や、次世代の担い手の育成等により世代間交流の促進に取り組んでいきます。

6. 多彩で魅力ある自主事業の展開

多彩で魅力ある自主事業を多様な主体と連携して企画・立案できる仕組みづくりを検討していきます。

項目は、
管理運営
計画から
引用

各項目の
記載は、
管理運営
計画策定
部会で出
された意
見を参考
に作成

II. 事業計画

1. 基本的な考え方

Iで示した管理運営の基本方針に基づき、次のとおりの事業を展開していきます。

2. 民間非営利活動促進事業

現状の事業をベースに、NPO等からの意見等を踏まえて検討していきます。

<取組内容>

- (1)NPO活動に係る情報の収集及び提供に関すること
- (2)NPO活動に係る相談及び研修に関すること
- (3)NPO活動に係る調査及び研究に関すること
- (4)NPO活動を行う者に対する施設又は設備の提供に関すること
- (5)NPO活動を行う者、県民、企業及び県相互の連携及び交流の推進に関すること
- (6)その他、施設の設置の目的を達成するための事業

3. 自主事業

新たに地域づくり活動を促進できる取組を検討し、また複合施設のメリットを活かした多彩な自主事業に取り組めるよう、新県民会館の管理運営者やその他関係機関とともに事業の企画立案・運営ができる仕組みづくりを進めていきます。

管理運営
計画策定
部会で出
された意
見を参考
に作成

4. 開館準備事業

新みやぎNPOプラザの開館に向けて、下記の業務を行っていきます。

(1) 県内市町村との地域づくり活動の基盤強化

新みやぎNPOプラザの開館を新たな地域づくり活動の始まりと捉え、県内市町村とも協議し、各市町村における活動拠点の整備による活動基盤の強化や人材育成の取組等を推進していきます。

(2) 管理運営の具体化

本計画を具体化し、新みやぎNPOプラザの目的を実現していくため、管理運営の詳細について検討を重ね、誰もが利用しやすい管理運営を進めていきます。

利府町文
化複合施
設管理運
営基本計
画を参考
に作成

(3)施設設置条例等の整備

民間非営利活動拠点施設条例や関連規則等(開館時間、休館日、料金等に関する規定)を改正し、新みやぎ NPO プラザの利用開始に向けた準備を進めていきます。

(4)県民参加の推進

ボランティアやプロボノ活動の基盤づくりに向けて、早期から地域活動への県民意識の醸成を図るため、交流会やセミナーの開催や事業の立案・運営を計画していきます。

(5)広報の開始

本施設の開館を広くアピールし、開館に向けた期待感を一層高めるための広報活動を行います。広報活動を通して県民との相互コミュニケーションを図り、利用者のニーズの把握にも努めます。また、開館後の施設の利用促進を図るために、利用規則等を定め、施設利用に関する広報活動についても積極的に実施します。

(6)プレイベントの開催

地域づくりや子どもの育成など、多岐に渡るNPO活動への関心層の拡大を図るため、本施設の開館を早くから周知するとともに、利用者参加型のプレイベントの開催を検討します。

(7)開館記念事業の準備

今後の事業計画の中で開館記念事業の実施方針を明確にした上で、早期から準備を開始して、開館記念事業の企画立案を行います。

(8)施設利用の受付開始

運営主体及び利用規則等を定め、利用案内の作成、広報等、十分な準備を行った上で、利用者に配慮し、適正な時期に施設利用の受付を開始するものとします。

5. 広報事業

利用者ニーズの把握を行うとともに、みやぎNPO情報ネット、メルマガ、広報誌(One to One)等多様な広報媒体を活用し、有効な情報の発信やPRを継続的に行い、利用者の利用頻度増大や新規利用者の拡大を図ります。また、施設の利用拡大に向けては、地域づくり活動に対する興味・関心を高める広報活動の展開を図ります。

利府町文化複合施設管理運営基本計画を参考に作成

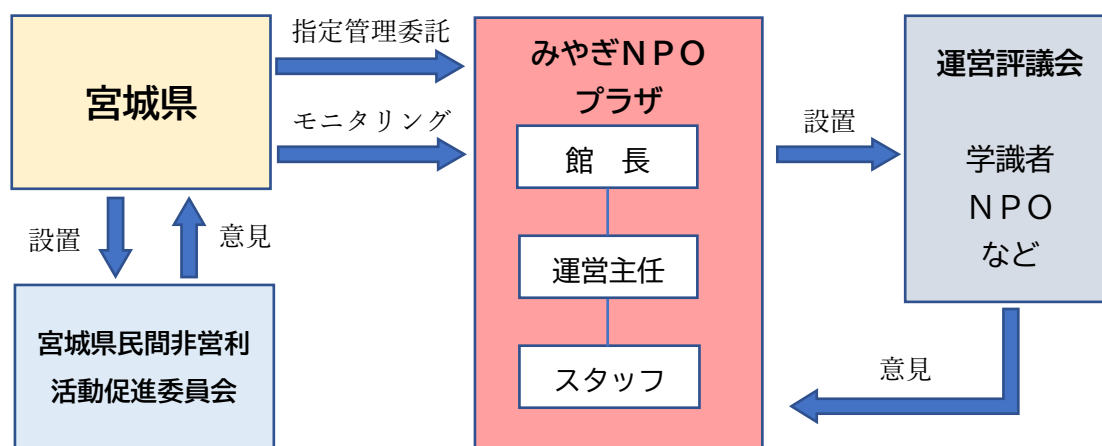
管理運営方針及び利府町文化複合施設管理運営基本計画から引用

Ⅲ. 組織計画

1. 基本的な考え方

新みやぎNPOプラザは、地域づくり活動を効果的に行っていくため、高い専門性やノウハウを活かした管理運営が求められます。そのため、指定管理者制度による管理を原則とします。ただし、部分的な業務については、県の承認を得て専門の事業者へ委託できるものとします。

2. 組織体制



3. 管理運営主体

(1) 指定管理者による管理

(2) 指定管理者に求められる資質等

- ・ 主たる事務所を宮城県内に有する民間非営利活動団体であること。
- ・ NPOに関する十分な知見を有するとともに、法人設立や運営方法等について指導できる資質を有していること。
- ・ 県内NPOを取り巻く情勢に精通していること。

(3) 運営評議会

- ・ 施設利用者やNPO関係者等の幅広い意見を反映し、より良い施設の管理運営及び総合的な事業の推進を図る。

<協議事項>

施設の管理運営に関する基本的事項、事業・催事に関する事項、その他

4. 利用者サービス

利用者サービスの内容については、現在行われているサービスをベースに、NPO等からの意見等を踏まえて検討していきます。

<取組項目>

(1)NPO活動に係る情報の収集及び提供

交流サロンの運営、みやぎNPO情報ネットの運用、みやぎNPOプラザの情報誌の発行、特定非営利活動促進法に規定する縦覧及び閲覧 など

(2)NPO活動に係る相談及び研修

NPO活動の促進・団体の育成等に関する相談(NPOの運営一般、税務・会計相談等)、NPO活動の促進・団体の育成等に関する研修 など

(3)NPO活動に係る調査及び研究

(4)NPO活動を行う者に対する施設・設備の提供

NPOルーム、会議室、共同作業室、ロッカールーム、NPOショップ、交流サロン、相談コーナー、カフェ、貸出備品 など

(5)NPO活動を行う者、県民、企業、行政の相互の連携及び交流の推進

NPO、県民、企業等の多様な主体による協働を推進するための情報収集及び交流イベント等の企画・運営 など

(6)その他(NPO活動の参加促進)

県民のNPO活動への参加促進(担い手育成、ボランティア希望者とのマッチング等) など

IV. 施設利用計画

1. 基本的な考え方

諸室の貸出方法については、県との協議の上、指定管理者において決定できることとします。営利目的の事業のための利用等への貸出は行いません。

2. 利用規則の基本方針

(1)開館日・開館時間は、現状をベースに、新県民会館の設定等を踏まえて検討します。

(2)施設の予約・申込み手続き等の方法については、現在の方法・手順等をベースに検討していきます。

3. 利用料金の基本方針

(1) みやぎNPOプラザ管理分

利用料金制を採用し、近隣施設や類似施設の利用料金の設定状況や県民の負担の公平性・公正性を踏まえながら、NPO活動を促進できるバランスのとれた料金設定を検討していきます。

(2) 共有部分の会議室等

施設全体の利用料金の設定状況を踏まえながら、NPO活動を促進できるバランスのとれた料金設定とすることを検討していきます。

利府町文化複合施設管理運営基本計画を参考に作成

V. 収支計画

<収支構造イメージ>

収入	利用料金収入	指定管理費	自主事業	その他
	事務室、会議室、ロッカー など	みやぎNPOプラザ指定管理料	認定相談、図書販売 など	公衆電話

支出	人件費	維持管理費			事務費	事業費
		光熱水費	施設修繕費	その他		
	職員給与等	電気、水道、ガス	小規模修繕の費用	施設消耗品、廃棄物改修費	通信費、消耗品費	情報収集、相談研修

県民会館管理運営方針を参考に作成

VI. 開館までのスケジュール(予定)

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	基本・実施設計	発注準備	建設工事			開館(予定)
	管理運営計画策定	次期基本計画策定	条例改正・開館準備・プレ事業			
				▼運営主体選定開始		